２０２２年度 第３回企業倫理委員会 議事録

１．日　時　　２０２２年１２月１２日（月）　１０：００～１２：００
２．場　所　　中国電力株式会社　本社１号館１２階特別会議室
３．出席者

（委員長）	清水　希茂	代表取締役会長
（副委員長）	馬場　則行	弁護士
（副委員長・幹事）	宮本　伸一	執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門長
（委　員）	磯村　定夫	中国地域ニュービジネス協議会参与
	松浦　秀子	日新運輸工業㈱　代表取締役社長
	落合　和志	中国電力労働組合執行委員長
	瀧本　夏彦	代表取締役社長執行役員
（オブザーバー）	野曽原　悦子	取締役監査等委員
（説明者）	吉安　正樹	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部門部長（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ） 兼．原子力強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ担当部長

５．議事概要

【委員長あいさつ】

委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申しあげる。

まず、２０２２年度第２四半期決算は、前年同期と比べて「増収・減益」となり、経常損益・当期純損益についてはともに上期として過去最大の赤字となった。１１月に営業運転を開始した三隅２号機を確実に稼働させることにより利益の改善を図るとともに、島根２号機の再稼働の確実な実現および燃料価格や電力市場価格変動リスクの低減にも取り組んでいるところであるが、当社グループを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、電力の安定供給に支障をきたしかねない切迫した状況が今後も続く可能性が極めて高いと判断し、２０２３年４月１日から電気料金を見直すことを公表した。当社としては、より一層の経営効率化の深掘りに努めるとともに、電力の安定供給に全力を尽くしてまいる。

次に、ご心配をおかけしている公正取引委員会による調査の件については、１２月１日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書（案）および課徴金納付命令書（案）に係る意見聴取通知書を受領し、また、これを受けて、２日、２０２３年３月期第３四半期連結会計期間において、７０７億円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上することを公表した。本件に関して、当社は意見聴取通知書の内容を精査・確認し、同委員会からの証拠等に関する説明を受けているところであり、今後の対応について慎重に検討してまいる。

こうした厳しい状況の中でも、コンプライアンス最優先の経営はきわめて重要と認識しており、今年度もコンプライアンス強調月間を中心に、高い意識の醸成を目指してコンプライアンス推進施策に取り組んでいるところである。また、今年度は役員が事業所を訪問し、現在の経営環境等について直接全社員へ説明し、質疑応答や意見交換を実施する取組みを行っている。

１．コンプライアンス推進の取組み状況について

島根原子力発電所における点検不備およびサイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況、コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

（１）島根原子力発電所点検不備に対する取組み状況

・不適合管理プロセスの改善について、JANSI 主催のレビューにより不適合件数が大幅に増加しているが、Ａ、Ｂグレードの不適合事象が発生していないことは評価できる。引き続き、プロセスの改善を継続して欲しい。

・島根原子力発電所は１年あまり後にはいよいよ稼働を始めるようであり、これからが本番である。今後、不祥事が起きないよう更に気を引き締めて、全社員にコンプライアンス意識を徹底するよう取り組まれたい。

（２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

・島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施にかかわる再発防止の取組みは着実に実施されているものと受け止める。また、協力会社の原子力安全文化醸成に係る監視・評価の取組みについては、引き続き、協力会社社員との対話を重視した取組みにより、課題の把握・改善を図りつつ取り組まれたい。

（３）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

・コンプライアンス強調月間の実施について、会長メッセージの伝達における「家族に説明できるか」の視点は、「良識に照らす」姿勢を分かり易く説明していると感じた。また、役員による事業所訪問において質疑応答が活発に行われたと聞いたが、経営層の思いが対話を通じて伝えられる良い機会だと思う。

・中国電力で始めた人事異動時の新職場における問題提起活動が、グループ会社にも広がっていることは望ましい傾向だと思う。中国電力からの情報提供の結果と思うが、他のグループ会社でも広がってくれることを期待する。

・コンプライアンス強調月間においては、コンプライアンス意識の高揚や言い出しやすい職場づくりに向けて取り組まれていると認識する。特に、言い出しやすい職場づくりに向けては、強調月間の取組みに限らず、コミュニケーションの活性化等に年間を通して取り組んでいると認識するが、内部通報制度の内容を見ると、自職場で解決できたと思われる内容も散見されることから、今一度、言い出しやすい職場づくりについて課題等を把握したうえで取組みの充実をはかられたい。

（４）その他

・独占禁止法違反に関して、当事者・上司のコンプライアンス意識の欠如であり重大な問題である。今後、当事者・上司自身に違法の認識があったのかどうかを精査したうえで、同様の事案を二度と起こさないように十分検討されたい。

２．内部通報制度の運用状況について

２０２２年８月～１０月における内部通報制度の運用状況（通報件数：１３件）について説明した後、議論を行った。

〔主な意見〕

○所感

・通報事案の対応については、概ね問題ない。

・パワーハラスメントの通報については、事実の調査を含めて注意して対応してほしい。

○グループ会社における定年後再雇用制度の適切性等について

➢ 社員に不公平感が起きないよう、制度の意義・条件等の説明や取扱いについてその都度説明するようにしてほしい。

以　上

（添付資料）

資　料　「コンプライアンス推進の取組み状況について」